

高額療養費貸付資金

光町社会福祉協議会 (町民会館内)

病院や診療所に一定の限度額以上を支払った場合、その超えた額については、後で被保険者に払い戻すことになっています。これを高額療養費制度といいます。

この払い戻しを受けるまでに2ヶ月程度かかり、療養費が高額になった場合、病院等に一部負担金を支払ってから高額療養費の支給を受けるまでの間、家計に大きな影響を与えます。この間、高額療養費相当分を無利子でお貸しいたします。

1

自己負担限度額
51,000円
(低所得世帯30,000円)

例

60,000円を病院等で支払った場合

$$60,000\text{円} - 51,000\text{円} = 9,000\text{円}$$

高額療養費9,000円が融資額となります。

2

同じ世帯で、負担限度額を
超す支払いが、12か月の間
に4回以上あったときは、
4回目からの負担限度額は
30,000円(低所得世帯は、
21,000円)。

例

60,000円病院等で支払った場合

1回目から3回目までは前記①の計算例
により、4回目から、

$$60,000\text{円} - 30,000\text{円} = 30,000\text{円}$$

高額療養費30,000円が融資額となります。

3

同じ世帯で、1か月の支払
いが30,000円(低所得世帯
は、21,000円)以上の人が
2人以上いる場合は、合算
して、1世帯で51,000円(低
所得世帯は、30,000円)が
負担限度額となります。

例

母親Aさん**30,000円**
病院等で支払った場合

子供Bさん**40,000円**
病院等で支払った場合
合算されます。

$$(30,000\text{円} + 40,000\text{円}) - 51,000\text{円} = 19,000\text{円}$$

高額療養費19,000円が融資額となります。

※低所得世帯……町民税の非課税世帯をいいます。

詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。

電話 4-1358 有線 545-01